

事 務 連 絡
令和2年7月日17日

各市町村 水防担当者 様

埼玉県県土整備部河川砂防課長（公印省略）

避難確保計画作成の手引きの改定について

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長及び砂防部砂防計画課地震・火山砂防室長より、「避難確保計画作成の手引きの改定について」通知がありましたので送付します。

担 当：防災担当 佐々木、塩浜、關口
電 話：048-830-5137
FAX：048-830-4865
Email: a5120-07@pref.saitama.lg.jp

国水環防第8号
国水地第1号
令和2年6月2日

埼玉県県土整備部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長
国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室長
(公 印 省 略)

避難確保計画作成の手引きの改定について

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられているところです。

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、従前より作成にあたっての手引きについて、通知・周知しているところですが、今回、更なる利便性の向上のため、内容の改定ならびに対象災害別（洪水・内水・高潮、土砂災害、津波）に分かれていた手引きの統合（別添）を行いましたので、お知らせいたします。ついては、貴管内市町村に周知するとともに、貴管内関係市町村に対し、管理者等への周知方取り計らわれるようお願いいたします。

また、本手引き及び既にお知らせしている「「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について」（H29.6.19付国水環防第5号及び国水砂第10号）を活用し、管理者等において適切に避難確保計画が作成されるよう、貴管内市町村と連携して適切な対応をお願いいたします。

なお、水害に関しては全国の国土交通省河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、また、土砂災害に関しては国土交通省砂防関係事務所において、施設管理者等による避難確保計画の作成、訓練の実施等に対する技術的助言を行っておりますので適宜ご活用ください。

<災害情報普及支援室一覧（全国の相談窓口）>

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html>

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線 35439）

津波水防係長 太田（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 大山（内線 36152）

地震対策係長 土門（内線 36154）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610